

企画セッション

◆ 知財権と標準の交錯 —SEP問題を考える— ◆

■ パネリスト

江藤 学	一橋大学イノベーション研究センター 特任教授
鶴原 稔也	仁ラボ 代表
平山賢太郎	弁護士、東京理科大学 知的財産戦略専攻 准教授
藤野 仁三	東京理科大学 知的財産戦略専攻 教授

■ 内容

近年、情報通信（ICT）業界でのグローバルな特許裁判が頻発している。そこで問題となっているのが、特許などの知財権と標準の交錯に伴う法律問題である。携帯電話やスマートフォンは、国際的に標準化された必須技術を使用しなければ商品化が難しい。しかし、現実には標準必須技術には多くの関連特許が存在する。これらの裁判で問題となっているのが、標準必須特許（SEP: Standard-Essential Patent）について、それらを「公正、合理的かつ非差別的な条件」（FRAND 条件）で許諾することを特許権者が宣言していた場合に、その宣言によって特許権者の特許権行使がどのような影響を受けるかという問題である。

工業先進国では FRAND 宣言した標準必須特許の差し止め請求を制限した判決や、通常よりかなり低額なロイヤルティ料率とした判決がすでに出されており、FRAND 宣言した標準必須特許による権利行使が優越的地位（支配的地位）の濫用の疑いがあるとして独占禁止当局の調査が開始されている事例も見られる。また、本年 5 月 16 日には、わが国において Apple と Samsung との間の特許訴訟をめぐる、知財高裁の大合議判決が出されたばかりである。

標準必須特許をめぐる議論は複雑で多岐にわたり、また関係する法律も多様である。標準必須特許の情報通信業界への影響を考え、各国は国レベル・企業レベルでこの問題で取り組んでおり、わが国でも政策や企業戦略にどのように位置づけるか検討が重ねられている。また、国際的な標準化機関においても、知的財産権の取扱方針（パテントポリシー）の改訂を巡って議論が交わされている。

標準必須特許に関わる議論は、情報通信技術分野特有のものとして狭く捉えがちであるが、この問題は、製品技術のソフト化、インターネットを介した IoT、あるいは技術の普及により、自動車、バイオ、スマートシティ、エネルギー分野などにも適用範囲が広がりつつある。

本企画セッションでは、このように潜在的に大きな影響力をもつ SEP 問題をどのように考えるべきかを、政策、ビジネス、法律に詳しいパネリストをお招きして考えてみたい。

企画セッション

◆ 知財権と標準の交錯 —SEP問題を考える— ◆

【略歴】

江藤 学 一橋大学イノベーション研究センター 特任教授

1985年通商産業省入省。2004年より経済産業省産業技術環境局基準認証ユニットで、JIS、ISO/IECの патентポリシー改正を担当、同局認証課長を経て2008年一橋大学教授。2011年～2013年にはJETROジュネーブ事務所長として、ISO、IECに対するJISCジュネーブ代表を務める。2013年7月より現職。金沢工業大学客員教授、東京理科大学非常勤講師、経済産業研究所コンサルティングフェローなど兼務。

鶴原 稔也 仁ラボ 代表

1978年日本電信電話公社（現NTT）入社。同年より1987年まで横須賀電気通信研究所にて移動通信方式の研究開発に従事。1990年より知的財産業務に従事。1993年にNTTドコモへ異動し知的財産業務全般に従事。2013年に（株）サイバー創研入社。2014年4月より現職。埼玉大学及び東邦大学非常勤講師。日本ライセンス協会副会長。

平山賢太郎 弁護士、東京理科大学 知的財産戦略専攻 准教授

2002年弁護士登録。2007年～2010年公正取引委員会事務総局（審査局・知的財産タスクフォース）にて知的財産権濫用事件等の審査を担当。2011年弁護士業務に復帰し、国内・国際独禁法案件を専門的に取扱う。近著として「独禁法から考える知的財産権ライセンス拒絶・差止請求」パテント 2014年10月号、『知的財産権のライセンス拒絶』泉水文雄ほか編「実務に効く 公正取引審決・判例精選」（有斐閣・2014年）等がある。第二東京弁護士会経済法研究会幹事、日本弁護士連合会独禁法改正問題WG委員。

藤野仁三 東京理科大学 知的財産戦略専攻 教授

1975年以降、知財情報会社や米法律事務所にて訴訟支援やライセンスを含むさまざまな知財関連業務を30年にわたり担当。2005年より現職。専門は米特許法と国際標準化。著書に「標準化ビジネス」（共著）、「特許と技術標準」などがある。現在、経産省「標準必須特許研究会」や情報通信技術委員会(TTC)「IPR委員会」のメンバー。

以上